

第1部

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

(ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画)

第1章 基本的事項

(1) 計画策定の目的

1. 計画の背景

町田市（以下、「当市」という。）では、2005年10月のごみの有料化開始以降、市民・事業者・行政の協働のもとにごみの更なる減量や資源化に取り組んでいます。

2011年4月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。さらに、2015年11月には前計画の目標を達成するため、市民・事業者・行政が行うべき事項及び重点的・優先的に取り組む施策を示した「ごみ減量アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、地域と共生する新しい持続可能な循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、当市の廃棄物処理システムを支える中間処理施設の建設に向けて様々な施策を進めてきました。

前計画の策定から10年を迎えるにあたり、ごみ量の推移やその質の変化、近年の関連法制度等の改定、社会情勢の変化といった当市を取り巻く現状を踏まえ、その課題へ対応することが求められます。

こうした状況の中、当市の責務である一般廃棄物の処理について、更なる減量や資源化等の取組に向けた長期的な視点に立った新たな方針を明確にするため、2021年3月に「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、市民・事業者の皆様との協働のもと、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進し、ごみ量の削減、資源化の推進、自然災害等の新たな課題への対応など様々な施策を進めてきました。

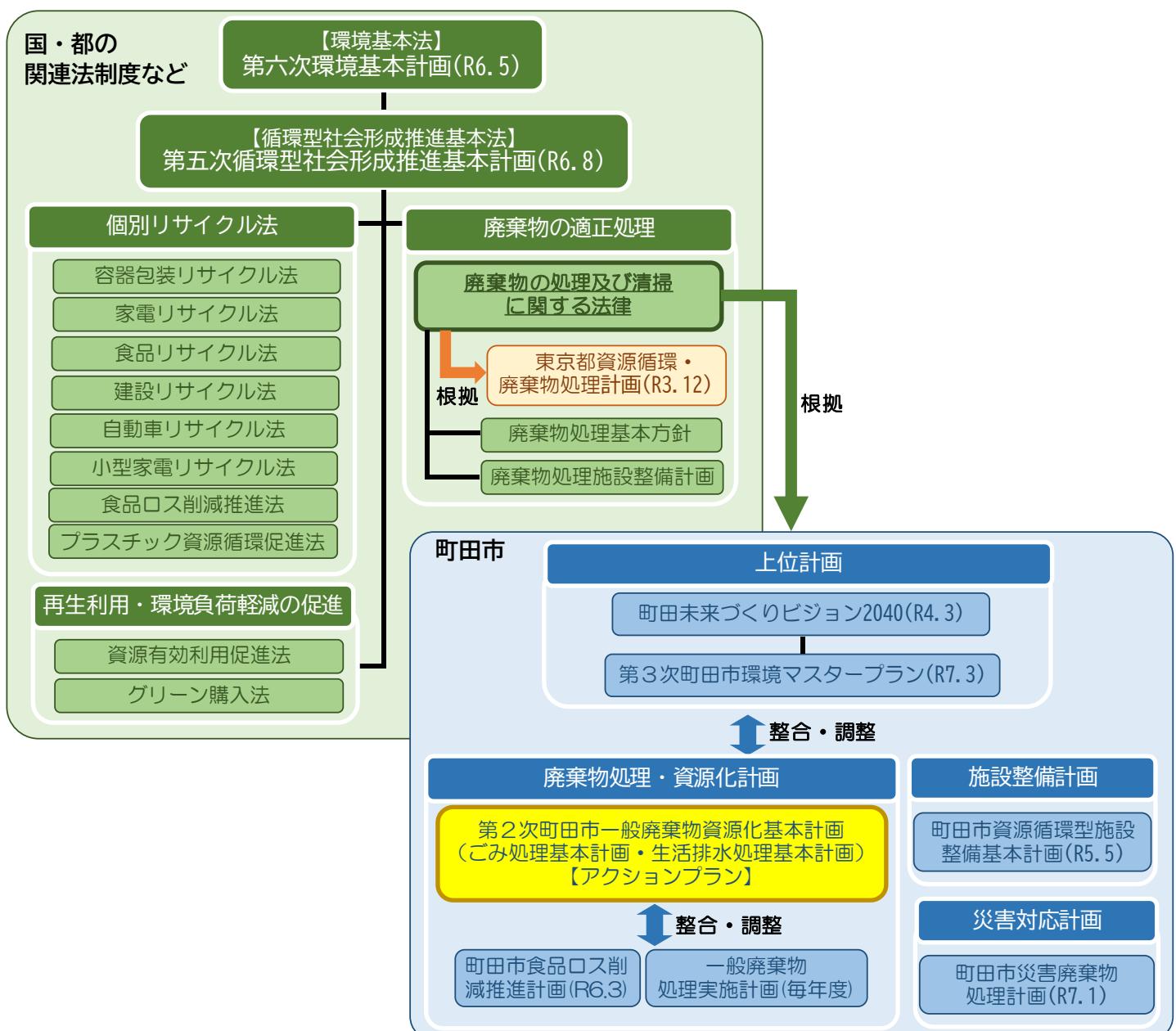
本計画策定から5年が経過し、全体目標のうち「1人1日あたりのごみ排出量」について、6年前倒しの2024年度に達成しました。更なるごみの削減を目指し、目標を上方修正するため、本計画の一部改定をおこないます。

(2) 計画策定の基本事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、当市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

図 1-1-1 本計画の位置づけ



2. 計画期間

本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）の計画期間は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、2025 年度を中間目標年度、2030 年度を計画目標年度と設定します。

なお、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うこととします。

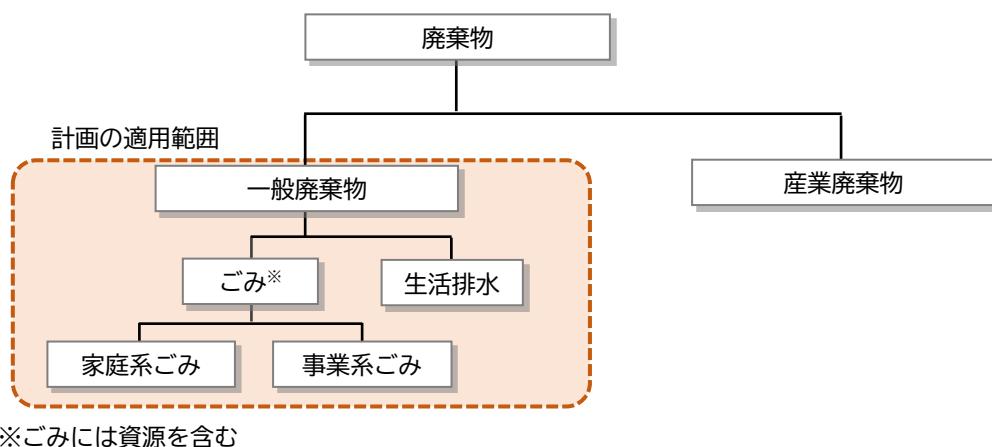
図 1-1-2 本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		基本計画期間(2021~2030)									
			前期アクションプラン計画期間(2021~2025)					後期アクションプラン計画期間(2026~2030)				
	基準年度		計画開始年度				後期アクションプラン策定期間					計画目標年度
			★町田市バイオエネルギーセンター稼働									

3. 計画対象

本計画の対象地域は、当市の行政区域全域とします。また、計画の適用範囲は、当市で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

図 1-1-3 本計画の適用範囲



第2章 ごみ処理基本計画

（1）ごみの排出及び資源化に関する現状と課題

1. 当市を取り巻く社会情勢

①世界的動向

近年、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模の危機が進行する中、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットを示しました。廃棄物に係る主なターゲットとしては、食品ロスの半減（12.3）や、予防・削減・再使用・リサイクル等による廃棄物発生の大幅削減（12.5）が掲げられています。

最新の国連環境計画（UNEP）の「Food Waste Index 2024」によれば、世界では2022年に約10.5億トンの食品が廃棄され、うち家庭が約60%を占め、食品ロス・廃棄は世界の温室効果ガスの約8~10%を占めると報告されています。これらは廃棄物対策が気候変動対策にも直結することを示しており、各国・各都市での対策強化が求められます。

海洋プラスチック問題については、2022年に国連環境総会（UNEA5.2）が「プラスチック汚染を終わらせる」法的拘束力のある国際文書の策定を決議し、交渉が進められてきました。プラスチックの国際的枠組みづくりは継続協議とされており、各国の政策や自治体の施策にも波及する見込みです。

世界の制度動向として、EUでは「包装・包装廃棄物規則（PPWR）」が2024~2025年にかけて合意・採択され、2030年までに市場に出るすべての包装のリサイクル及び再使用の可能化や再生材含有の義務化等が求められています。

コラム

2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を超える！？

海岸に散乱しているプラスチックごみの多くは、街で捨てられて水路や川に流れ出し、やがて海へとたどり着き漂着したものです。毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を超える（重量比）という試算もあり、地球規模での環境汚染が問題となっています。

プラスチックの中でも5ミリ未満の微細なものは、マイクロプラスチックと呼ばれています。これには、包装材やカッパー等の摩耗や波、風、紫外線などによって砕けて小さくなつたものと、もともと微細なものがありますが、いずれも海に流出すると回収することは困難で、魚やミジンコなどの生物に取り込まれ何らかの影響を及ぼすことが懸念されています。

プラスチックは私たちの生活に浸透している便利な素材です。だからこそ、3Rの推進やプラスチックの分別、使い捨てプラスチックの使用を控えるなど、日々の生活中で積極的に取り組んでいきましょう。



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

②国の動向

国は、令和6年8月に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、循環経済への転換を気候変動対策や生物多様性の保護、環境汚染の抑制といった環境課題にとどまらず、地域の活性化や豊かな暮らしの実現、産業の国際競争力の強化、さらには経済安全保障といった社会的課題の解決にも寄与する重要な国家戦略と位置づけています。

①循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 ②循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行による気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現 ③将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現。このような①～③の認識のもと、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型境形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として計画が策定されました。

また、令和6年5月に「第六次環境基本計画」が策定されました。この計画は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

③東京都の動向

東京都は、2021年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会課題への果敢なチャレンジを3本の柱として掲げています。

プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、家庭系プラスチックごみの循環利用促進、事業者による循環利用促進、社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築、廃棄物の処理の新たな仕組みの構築、環境対策と経済の両立、災害時の機動力の向上を重点施策として挙げています。

また、東京都は都内におけるCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京」を実現することを2019年5月に宣言し、2025年3月には新たな計画として「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、資源循環及び廃棄物処理分野においても、脱炭素との両立を追求し、ゼロエミッションに貢献できるような施策が進められています。

2. ごみ収集・処理体制

①ごみ・資源の分別区分と収集方法（2026年3月時点）

当市のごみ・資源の分別区分と収集方法は表1-2-1のとおりです。収集以外では、拠点回収とリサイクル広場で資源の回収を行っています。

表1-2-1 ごみ・資源の分別区分と収集方法

分別区分	収集方法
燃やせるごみ	戸別
燃やせないごみ	戸別
粗大ごみ	戸別、直接搬入
古紙	ごみ集積所
古着	ごみ集積所
ビン	ごみ集積所
カン	ごみ集積所
ペットボトル	ごみ集積所
有害ごみ	ごみ集積所
剪定枝	ごみ集積所
容器包装プラスチック*	戸別
白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ	拠点
家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等	リサイクル広場
少量排出事業者の一般廃棄物	戸別
上記以外の事業者の一般廃棄物	直接搬入

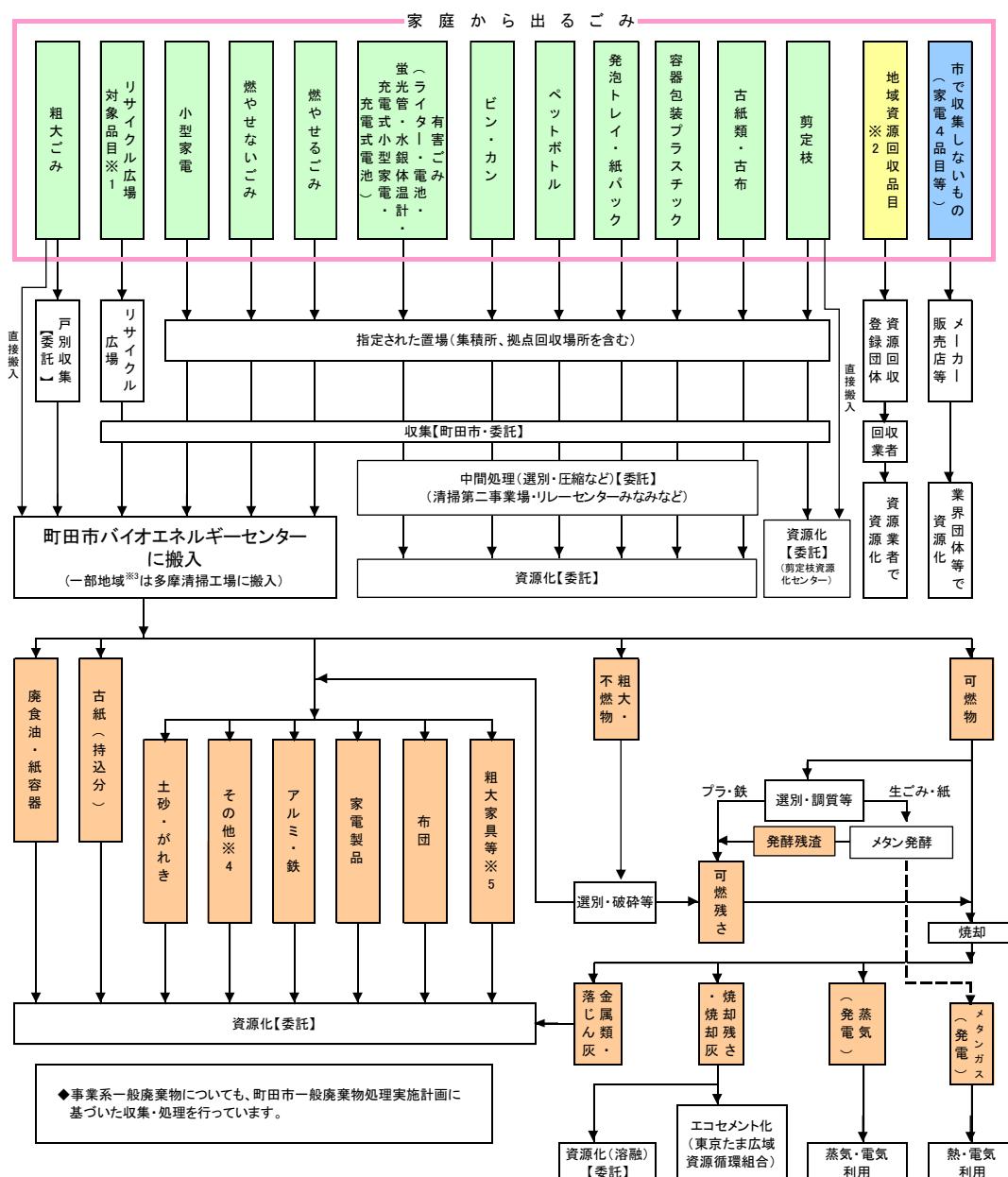
*2026年3月までは、JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで実施。2026年4月から市全域で実施。

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

②ごみ・資源の収集・処理システム(2026年3月時点)

当市のごみ・資源の収集・処理システムは図1-2-1のとおりです。家庭から出るごみのうち、燃やせるごみ・燃やせないごみは市で収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入しています。その後、可燃物は焼却し、熱エネルギーを回収、焼却残さ・焼却灰については、エコセメント化をしています。また、資源については、市で収集後、選別・圧縮などの中間処理を経て、資源化しています。

図1-2-1 ごみ・資源の収集・処理システム



※1 リサイクル広場回収対象品目

陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電など

※2 地域資源回収対象品目：新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着・ビン・カン

※3 一部地域

小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番(鶴川団地に限る)、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番(鶴川団地に限る)及び鶴川六丁目8番から9番

※4 その他に含まれる品目：ガラス、陶磁器、廃プラスチック

※5 粗大家具等：再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売しています。

③ごみ・資源の処理施設(2026年3月時点)

当市における現在のごみ・資源の処理施設の位置は図1-2-2のとおりです。

町田バイオエネルギーセンターでは、燃やせるごみの焼却と生ごみなどの発酵による処理を実施しています。焼却により発生する高温の排ガス及び発酵の過程で発生するバイオガスは、発電や温水を作るエネルギーとして利用しています。燃やせないごみ・粗大ごみは、破碎して磁選機やふるいなどの機械や手作業によって分けられ、鉄などの資源はリサイクル、燃やせるごみは焼却処理をしています。また、清掃第二事業場ではビン・カン、有害ごみの選別をしています。

リーセンターミナミは、JR横浜線以南地域で収集した燃やせるごみの中継基地として、大型車への積み替えを行うほか、同地域で収集した容器包装プラスチックの圧縮梱包を実施しています。

町田市剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を破碎・発酵させ、良質な剪定枝たい肥（土壤改良材）を作り、市内の農家など多くの市民の方に利用されています。

焼却施設から発生した焼却灰については、日の出町の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、多摩地域25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚処分場のエコセメント化施設に運搬しています。全量をエコセメントの原料としてリサイクルしており、道路の側溝や縁石などに生まれ変わります。

多摩ニュータウン環境組合は、八王子、町田、多摩の3市で構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）であり、多摩清掃工場へ当市の小山ヶ丘地区と鶴川地区の一部の燃やせるごみ、燃やせないごみを搬入しています。

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

図 1-2-2 各処理施設の位置図(2026年3月時点)

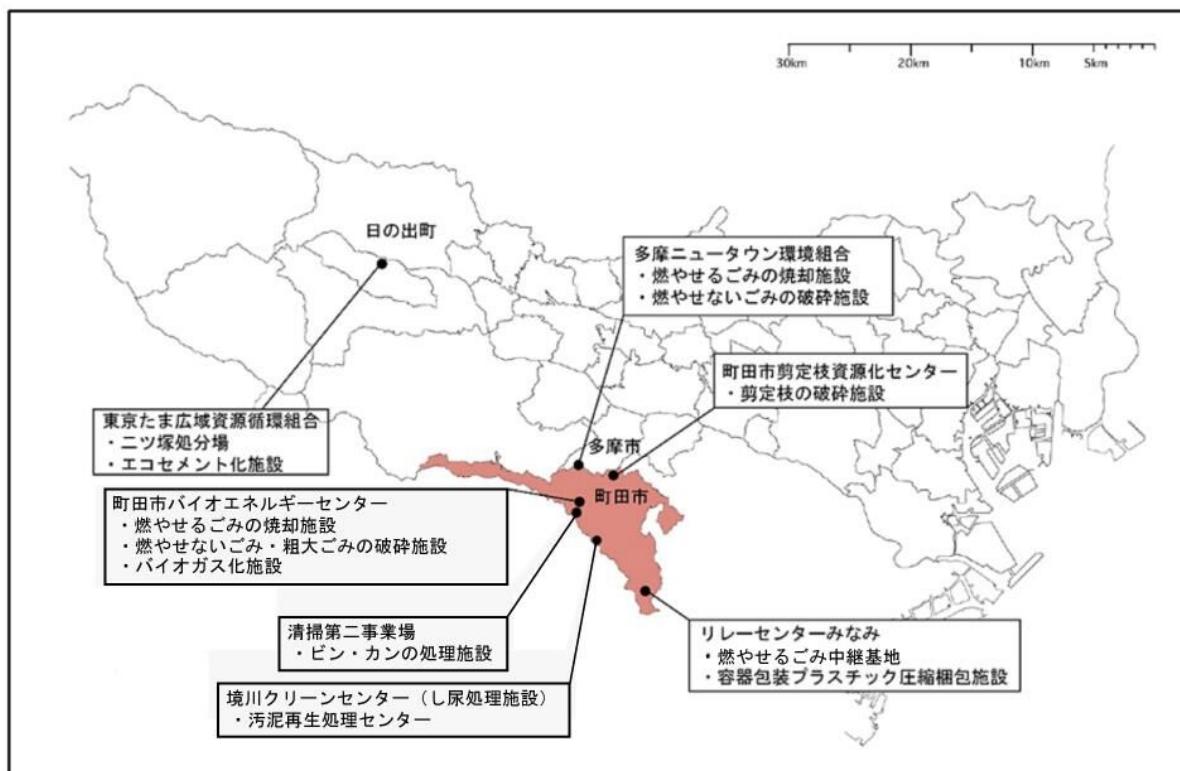


表 1-2-2 各処理施設の概要

焼却施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
町田市バイオエネルギーセンター 下小山田町3160番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積77,000m² ストーク式焼却炉129t/日×2炉 バイオガス化施設 50t/日 不燃・粗大破碎機 47t/5h 	2024年9月 (2022年1月より施設稼働)
多摩清掃工場 (多摩ニュータウン環境組合) 多摩市唐木田二丁目1番地1	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：35,600m² 焼却炉：200t/日×2炉 不燃系：40t/5h×2系列、粗大系：5t/5h×2系列 	2002年3月
資源化施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
清掃第二事業場 下小山田町3267番地	<ul style="list-style-type: none"> カン選別・圧縮施設：4.5t/日 BIN選別施設：16.0t/日 	1977年3月 (カン選別・圧縮施設) 1969年3月 (BIN選別施設)
リーセンターみなみ 南町田二丁目6番14号	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：1,024.4m² ごみ中継施設：100t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設：4.9t/日 	1985年2月 (ごみ中継施設) 2016年3月 (容器包装プラスチック 圧縮梱包施設)
町田市剪定枝資源化センター 小野路3332番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：6,773.34m² 10t/日 (3,000t/年) 	2008年3月
最終処分		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
エコセメント化施設 (東京たま広域資源循環組合) 西多摩郡日の町大字大久野7642番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：約4.6ha 焼却残さ等の処理量 約300t (日平均) エコセメント生産量 約430t (日平均) 	2006年7月

3. 総ごみ量及び資源化量の推移（2024年度までの推移）

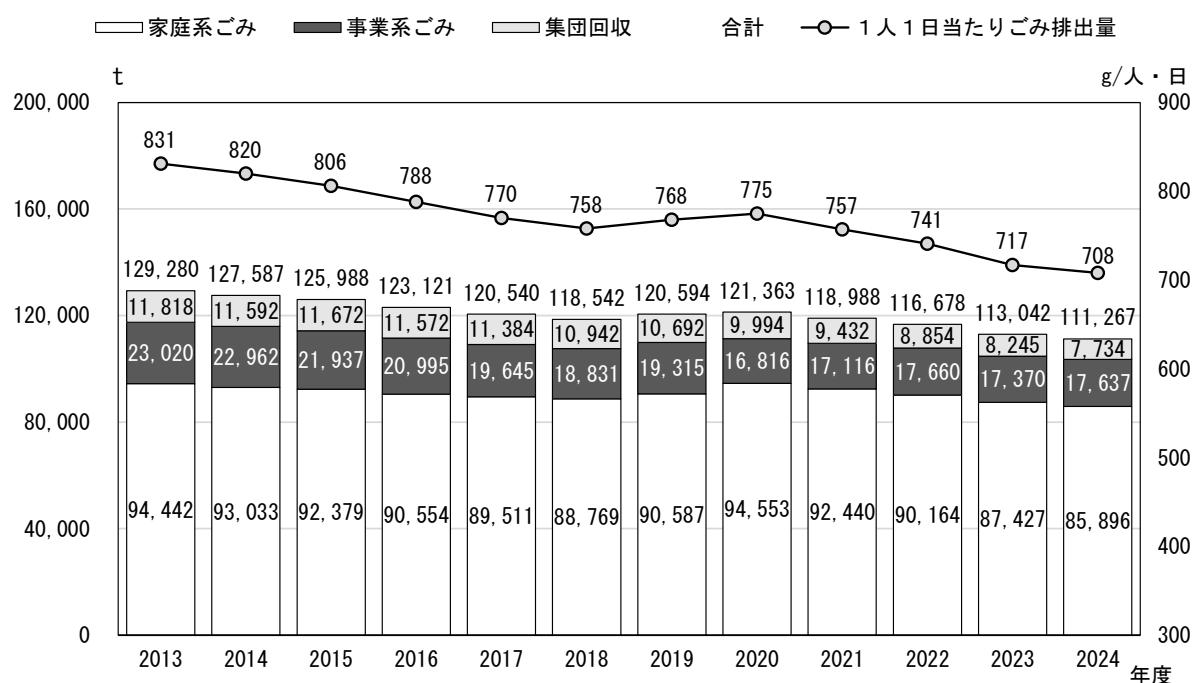
①総ごみ量

総ごみ量は、2013年度以降減少していましたが、2019年度に増加へ転じ、2021年度に再び減少に転じました。集団回収の排出量は、2015年度に増加したものの、それ以降は減少傾向で推移しています。

2013年度と比較して、2024年度の家庭系ごみは9.0%、事業系ごみは23.4%、集団回収は34.6%といずれも減少しています。

1人1日当たりのごみ排出量については、2013年度以降減少していましたが、2019年度は増加に転じ、2021年度に再び減少に転じました。

図1-2-3 総ごみ量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

②資源化量

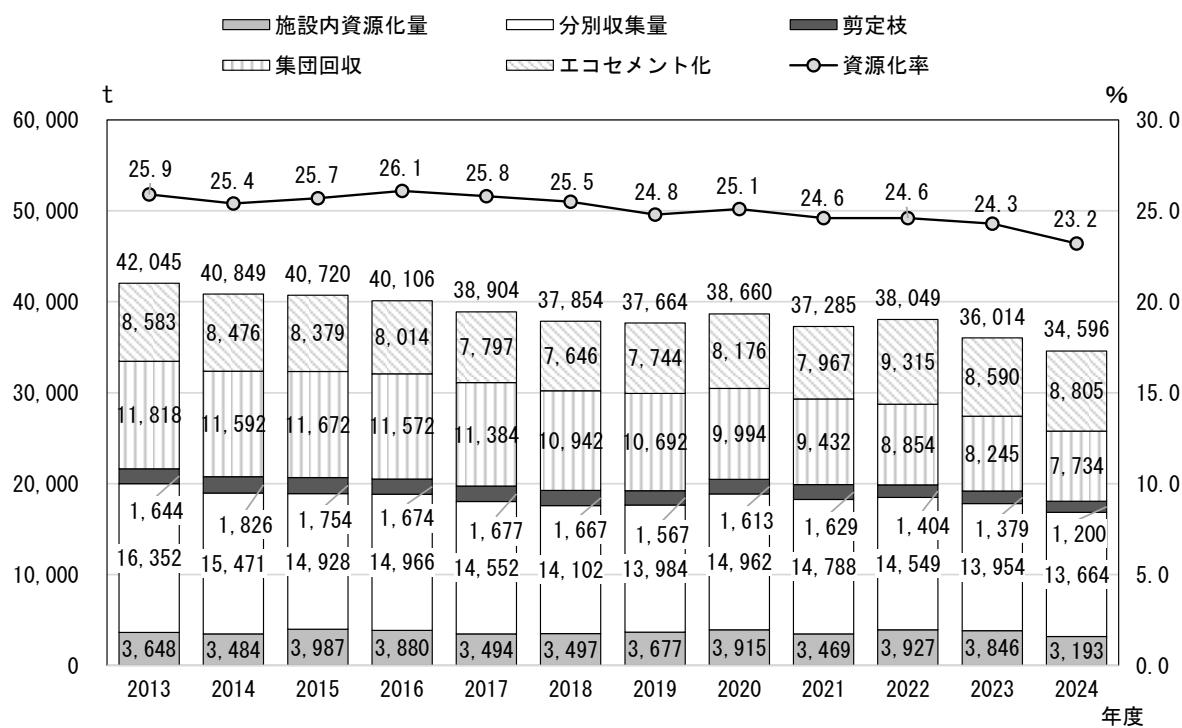
資源化量は、2013年度以降減少し続けていましたが、2020年度に増加へ転じ、2022年度まで増減を繰り返し、以降は減少に転じています。

このうち分別収集量は、2016年度や2020年度で一時的に増加へ転じるもの全体的に減少傾向、集団回収は、2015年度を除いて減少傾向で推移しています。施設内資源化量は、増減を繰り返しながら横ばいに推移しています。エコセメント化は、2013年度以降減少が続いていましたが、2019年度以降は増加に転じる年度もあります。

2024年度は、2013年度比で、施設内資源化量は12.5%の減少、分別収集量は16.4%の減少、剪定枝は27.0%の減少、集団回収は34.6%の減少、エコセメント化は2.6%の増加、資源化量全体で17.7%の減少となっています。

資源化率（エコセメント化除く）は2016年度以降減少し続け、2020年度や2022年度で一時的に増加するものの再び減少に転じ、2024年度は近年で最も低い値となっています。

図1-2-4 資源化量の推移



4. 他市との比較（2024 年度比較）

①多摩地域各市との比較

【1】1人1日あたりのごみ量

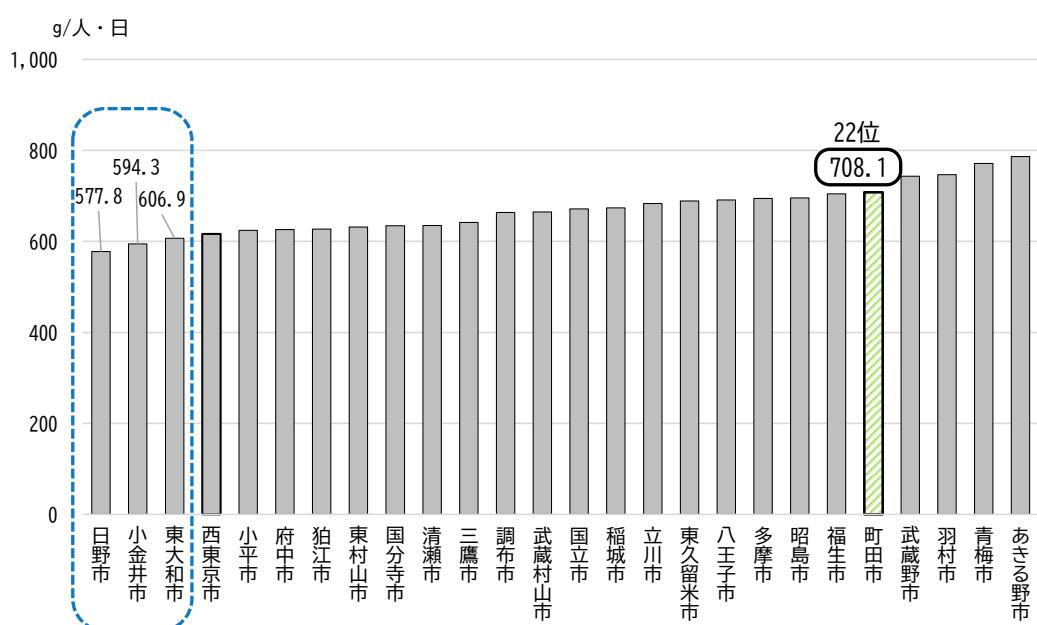
多摩地域各市における 2024 年度の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源・集団回収を含む）を比較すると、当市は 708.1g/人・日で 26 市中 22 位となっており、上位 3 市と比較して 100g 以上多くなっています。

表 1-2-3 多摩地域各市の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源を含む）

順位	自治体	排出量
1	日野市	577.8
2	小金井市	594.3
3	東大和市	606.9
4	西東京市	616.7
5	小平市	624.3
6	府中市	626.0
7	狛江市	627.0
8	東村山市	631.7
9	国分寺市	634.5
10	清瀬市	634.9
11	三鷹市	641.9
12	調布市	663.5
13	武蔵村山市	664.9
14	国立市	671.5
15	稻城市	673.9
16	立川市	683.5
17	東久留米市	688.8
18	八王子市	690.9
19	多摩市	694.4
20	昭島市	695.9
21	福生市	704.6
22	町田市	708.1
23	武蔵野市	743.4
24	羽村市	747.0
25	青梅市	771.4
26	あきる野市	786.5

資料：多摩地域ごみ実態調査（2024 年度統計）

図 1-2-5 多摩地域各市の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源を含む）



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

家庭系ごみ（資源・集団回収を除く）と事業系ごみについて、多摩地域各市の2023年度の1人1日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみは、456.0g/人・日で26市中24位、事業系ごみは、111.5g/人・日で26市中18位と、家庭系ごみ、事業系ごみとともに多摩地域の中でも多い状況です。

表1-2-4 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（資源・集団回収を除く家庭系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	国分寺市	318.4	14	東大和市	396.7
2	西東京市	345.5	15	小平市	399.9
3	府中市	345.6	16	武蔵野市	402.0
4	小金井市	349.0	17	稲城市	404.1
5	三鷹市	349.1	18	多摩市	416.4
6	立川市	351.8	19	昭島市	417.0
7	調布市	359.2	20	八王子市	417.5
8	日野市	366.1	21	武蔵村山市	419.4
9	清瀬市	370.6	22	羽村市	436.7
10	東久留米市	373.4	23	福生市	443.8
11	国立市	381.5	24	町田市	456.0
12	狛江市	386.2	25	青梅市	475.2
13	東村山市	386.9	26	あきる野市	489.3

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2023年度実績）

表1-2-5 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（事業系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	40.5	14	清瀬市	99.5
2	日野市	40.7	15	稲城市	101.0
3	小平市	55.5	16	八王子市	106.7
4	国分寺市	57.9	17	青梅市	111.1
5	東大和市	65.0	18	町田市	111.5
6	東村山市	68.6	19	国立市	114.6
7	狛江市	69.9	20	昭島市	117.0
8	西東京市	81.8	21	多摩市	118.8
9	武蔵村山市	82.7	22	武蔵野市	122.2
10	福生市	82.8	23	羽村市	128.6
11	三鷹市	89.2	24	東久留米市	138.1
12	調布市	90.0	25	立川市	144.0
13	府中市	95.8	26	あきる野市	147.3

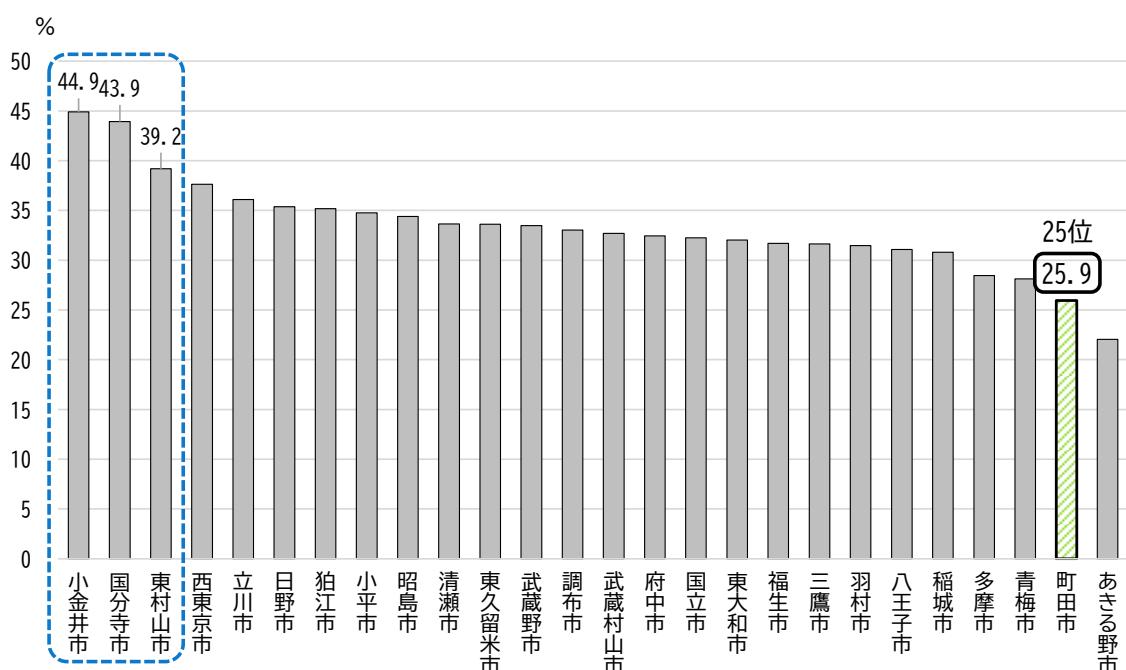
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2023年度実績）

【2】資源化率

資源化率（エコセメントを除く）を比較すると、当市は25.9%で26市中25位となっており、上位3市と比較して10ポイント以上低くなっています。1人1日当たりの資源ごみ量についても、220.2g/人・日で26市中23位と資源化しているごみの量は少ない状況です。

これは、当市が容器包装プラスチックの資源化を市内全域で実施していないことが要因として考えられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

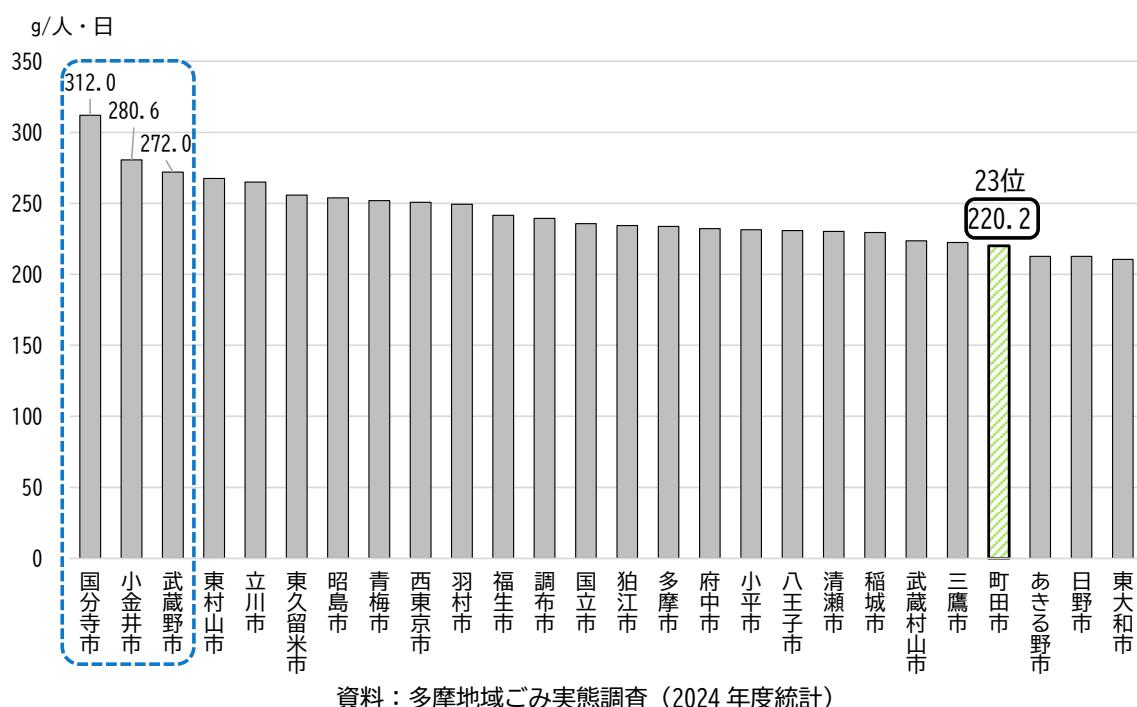
図1-2-6 多摩地域各市の資源化率



資料：多摩地域ごみ実態調査（2024年度統計）

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

図1-2-7 多摩地域各市の1人1日当たりの資源ごみ量



資料：多摩地域ごみ実態調査（2024年度統計）

表1-2-6 多摩地域各市の1人1日当たりの資源ごみ量と資源回収制度

順位	自治体	資源ごみ量	容器包装プラ資源化	資源ごみ戸別回収	順位	自治体	資源ごみ量	容器包装プラ資源化	資源ごみ戸別回収
1	国分寺市	312.0	○	○	14	狛江市	234.3	○	○
2	小金井市	280.6	○	○	15	多摩市	233.7	○	○
3	武蔵野市	272.0	○	○	16	府中市	232.2	○	○
4	東村山市	267.5	○	○	17	小平市	231.4	○	○
5	立川市	264.9	○	○	18	八王子市	230.9	○	○
6	東久留米市	255.7	○	○	19	清瀬市	230.2	○	△
7	昭島市	253.8	○	○	20	稻城市	229.4	○	○
8	青梅市	251.9	○	○	21	武蔵村山市	223.7	○	○
9	西東京市	250.8	○	○	22	三鷹市	222.4	○	○
10	羽村市	249.4	○	○	23	町田市	220.2	△	△
11	福生市	241.6	○	○	24	あきる野市	212.7	○	○
12	調布市	239.5	○	○	25	日野市	212.7	○	○
13	国立市	235.8	○	△	26	東大和市	210.6	○	△

○：実施、△：一部実施、空欄：未実施

資料：多摩地域ごみ実態調査（2024年度統計）、東京都区市町村清掃事業年報（2023年度実績）、一般廃棄物処理実態調査結果（2023年度実績）

②類似都市との比較

当市の一般廃棄物処理について、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和5年度版」（環境省）を用いて比較を行いました。

類似都市と比較すると「人口1人1日当たりごみ総排出量」は平均より低く、これまでのごみの減量・資源化に向けた様々な取組の成果がみられます。

「廃棄物のうち最終処分される割合」は、焼却残さや飛灰を東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っているため、埋立量を含めゼロとなっていますが、エコセメント化には費用がかかるため、「人口1人当たり年間処理経費」をみると平均に比べやや高い値となっています。当市では、中間処理における徹底した資源化や、エコセメント化による資源化を行っていますが、「廃棄物からの資源回収率」がやや高いことを考慮すると、収集後の処理にかかる費用が大きいと考えられます。

以上のことから、ごみとなるものを出さない、ごみと資源の分別を徹底することで、焼却しなくてはならないごみ量及び処理処分量を削減でき、これらにかかる費用を軽減することが可能です。

表1-2-7 類似都市（39市）の概要

都市形態	都市		
人口区分	150,000人以上		
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上		
北海道釧路市	千葉県習志野市	東京都小平市	三重県松阪市
北海道苫小牧市	千葉県市原市	東京都日野市	京都府宇治市
茨城県ひたちなか市	千葉県流山市	東京都東村山市	大阪府和泉市
埼玉県上尾市	千葉県八千代市	東京都西東京市	兵庫県伊丹市
埼玉県新座市	千葉県浦安市	神奈川県鎌倉市	兵庫県川西市
埼玉県久喜市	東京都立川市	神奈川県藤沢市	広島県東広島市
千葉県市川市	東京都三鷹市	神奈川県秦野市	山口県宇部市
千葉県松戸市	東京都府中市	富山県高岡市	山口県山口市
千葉県野田市	東京都調布市	岐阜県大垣市	徳島県徳島市
千葉県佐倉市	東京都町田市	三重県津市	

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

図1-2-8 類似都市との比較・評価結果

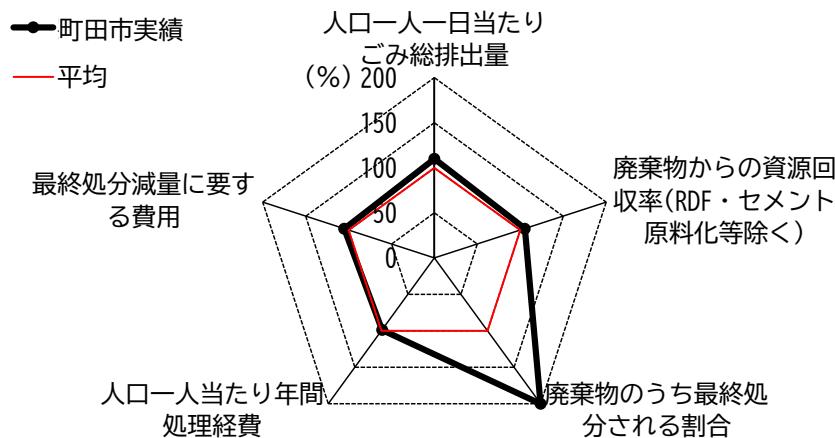
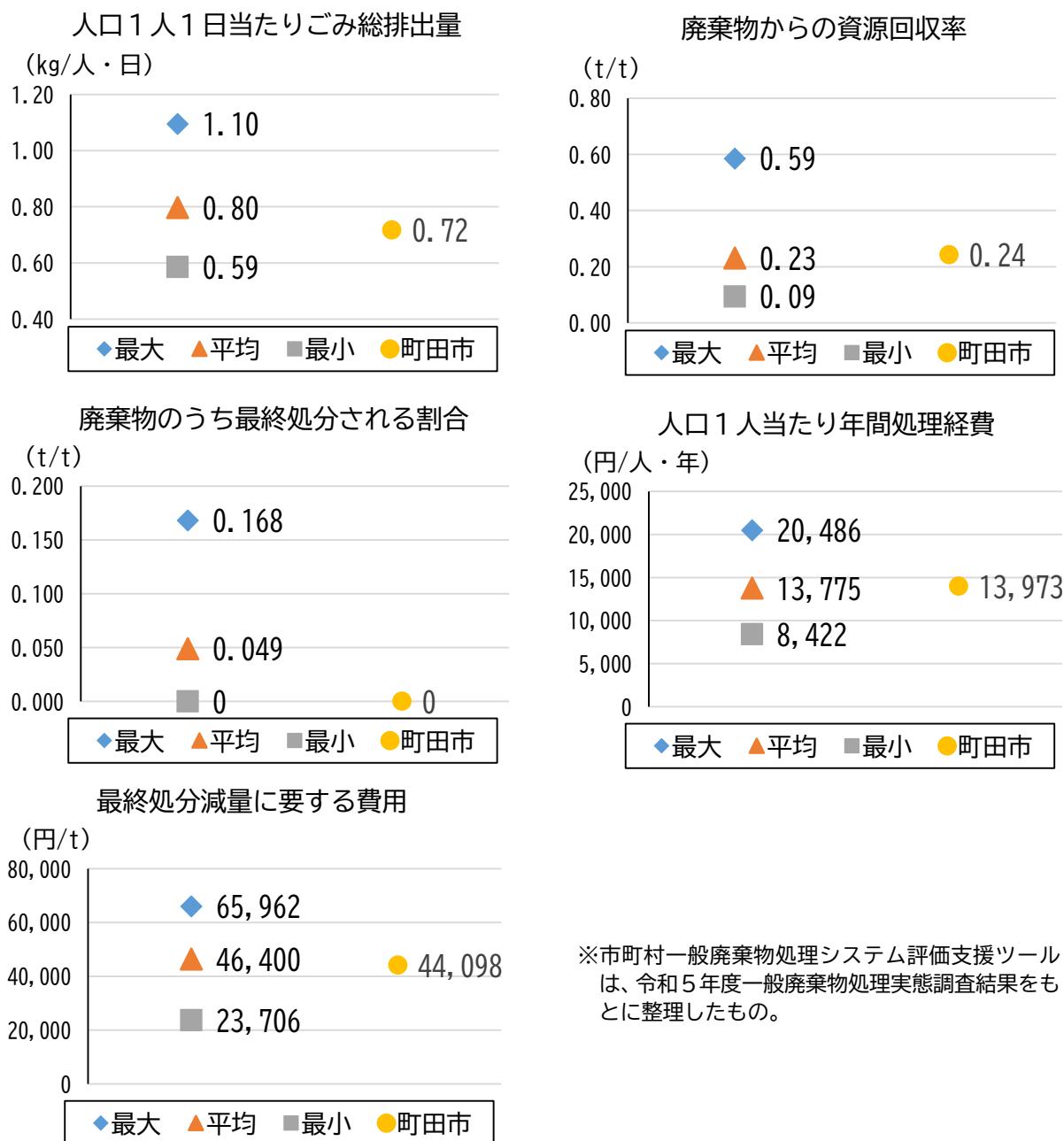


図1-2-9 項目別の実績値の類似都市との比較結果



5. ごみ処理経費（2024年度までの推移）

ごみ処理費用は、2014年度以降は増減を繰り返しながら70億円台で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度と2021年度は一時的に60億円台へ減少し、以降は70億円台へ増加しました。

2024年度のごみ処理経費は約79億7,118万円となっており、市民1人当たり18,516円となっています。内訳としては、中間処理が約39億3,135万円で全体の49.3%を占め、次いで収集が約25億4,122万円で31.9%となっています。

また、2024年度におけるごみ種別ごとのごみ処理経費の割合は、燃やせるごみに係る経費が62.8%で最も多くの割合を占め、次いで資源ごみが14.9%、燃やせないごみが10.3%となっています。

図1-2-10 ごみ処理費用の推移

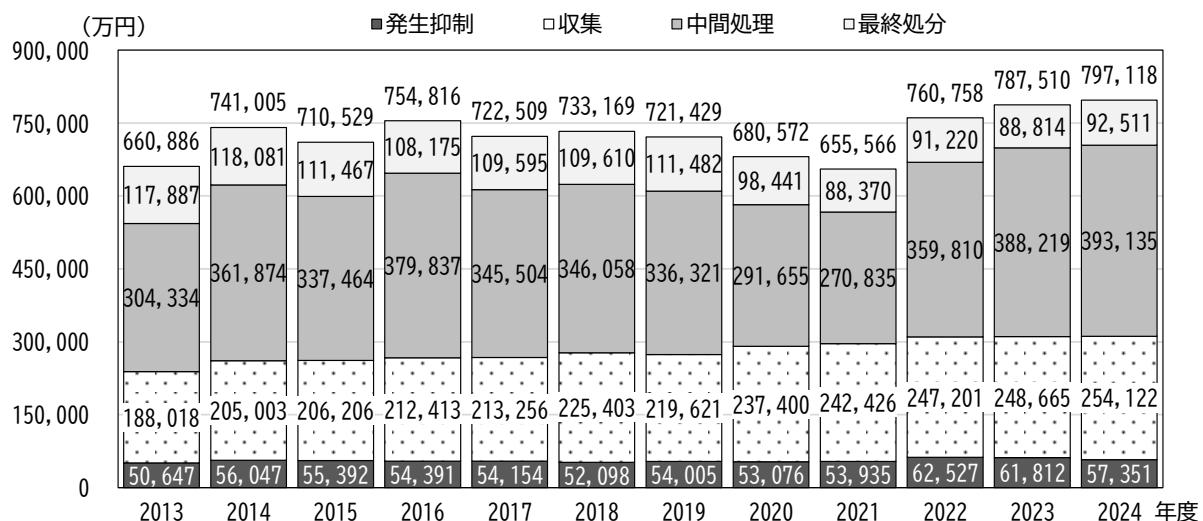
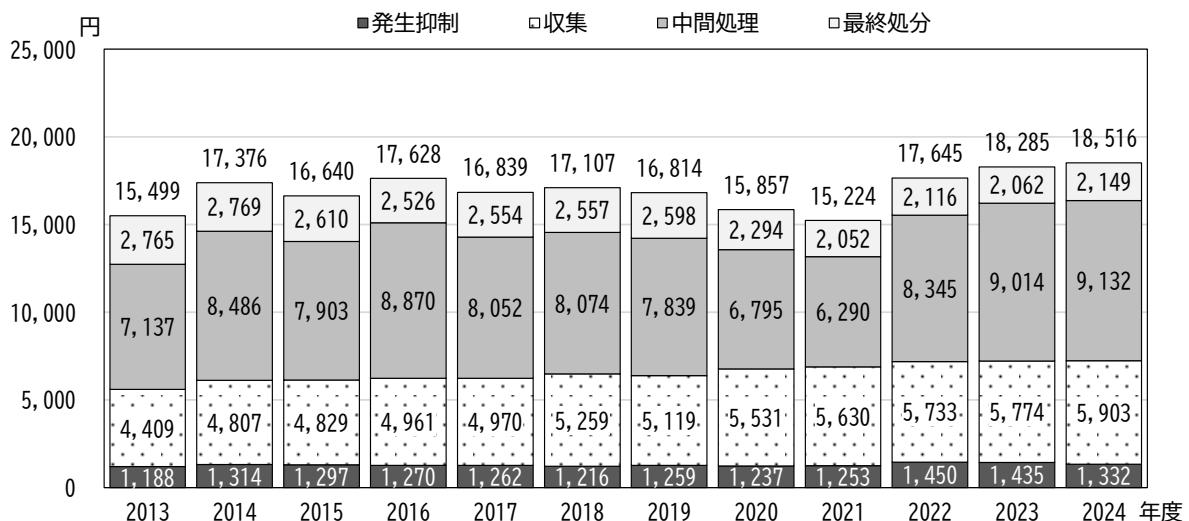
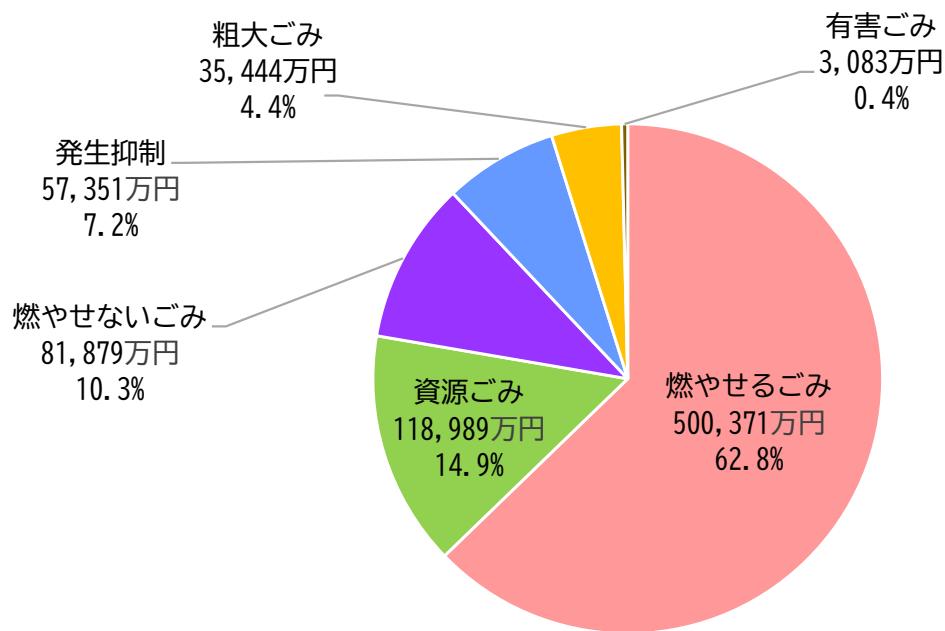


図1-2-11 市民1人当たりのごみ処理費用



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

図1-2-12 ごみ処理費用等の内訳（2024年度）



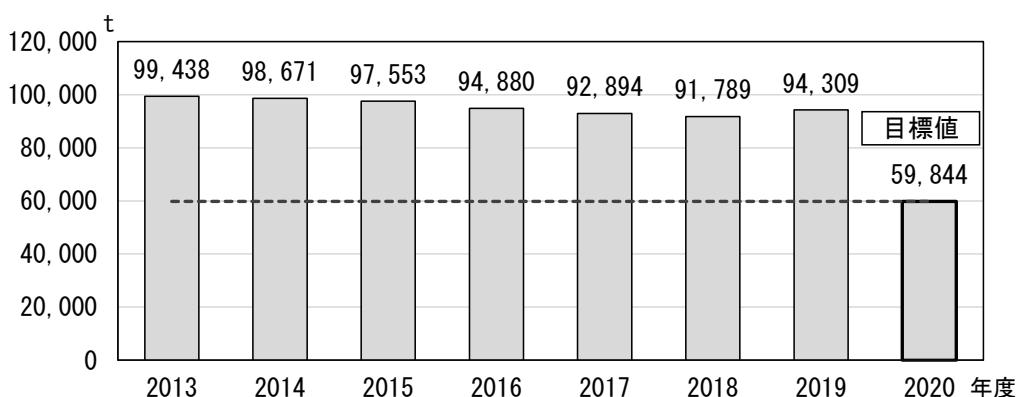
6. 一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）の評価

①目標の達成状況

【全体目標】ごみとして処理する量の40%削減

基準年度^{※1}の2013年度のごみとして処理する量^{※2}である99,438tを、2020年度までに40%削減し、59,844tとすることを目標としていましたが、2019年度は94,309tとなっており、2013年度比で5.2%の削減にとどまっています。2020年度の目標までは、あと約34,000tの削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図1-2-13 ごみとして処理する量の推移と目標処理量



※1 アクションプラン策定時に基準年度を2013年度に変更

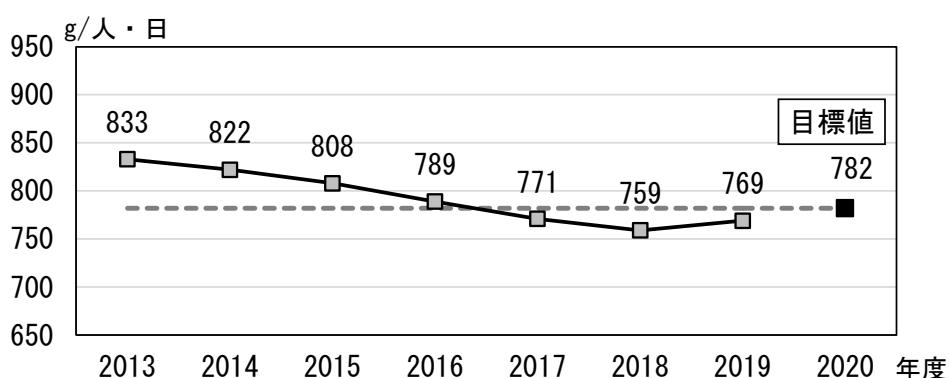
※2 ごみとして処理する量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

【個別目標1 発生・排出抑制】1人1日当たりのごみ量を782g/人・日以下に削減

1人1日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）は、基準年度の833gから769gへと64g（約7.7%）減少し、2020年度の目標値である782gを達成しています。

国内全体でビンや紙の流通量が減少しており、資源として排出されるビンや古紙そのものが減少したこと、マイボトルやマイバッグの普及等、発生抑制につながる施策を行ったことなどにより、資源を含めたごみ量が減少したと考えられます。

図1-2-14 1人1日当たりのごみ量の推移



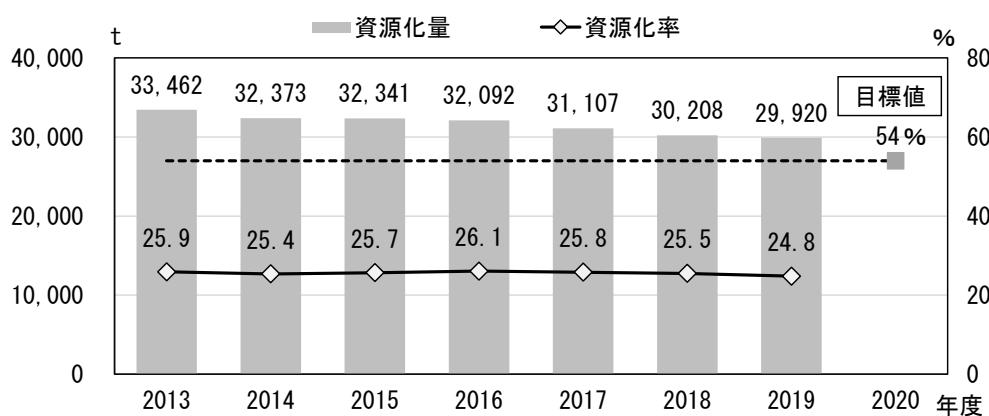
第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

【個別目標2 資源化率】資源化率を54%まで高める

当市では、計画年度の2020年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し、生ごみと容器包装プラスチックの資源化による資源化率の向上を目指していましたが、ごみの減量・分別が進まないことや施設整備が計画期間内に完了しないことから、目標である54%を達成できていません。

また、集積所や拠点回収により分別収集した資源及びごみとして搬入したものを資源化した量を合わせた資源化量は、減少傾向にあり、2019年度の資源化率は24.8%で基準年度の25.9%から1.1ポイント減少しています。

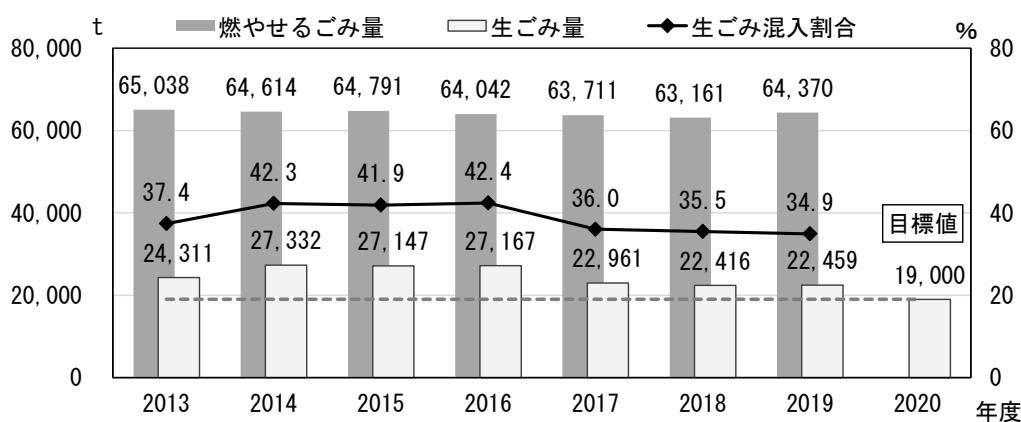
図1-2-15 資源化量と総資源化率の推移



【個別目標3 生ごみの焼却量】生ごみの100%資源化

生ごみの減量とバイオガス化施設の整備による生ごみの100%資源化を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができず、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかつたため、目標達成は難しい状況です。また、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、ごみの組成調査によると減少傾向にあります。2019年度の生ごみの焼却量は22,459tでバイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

図1-2-16 生ごみの焼却量の推移



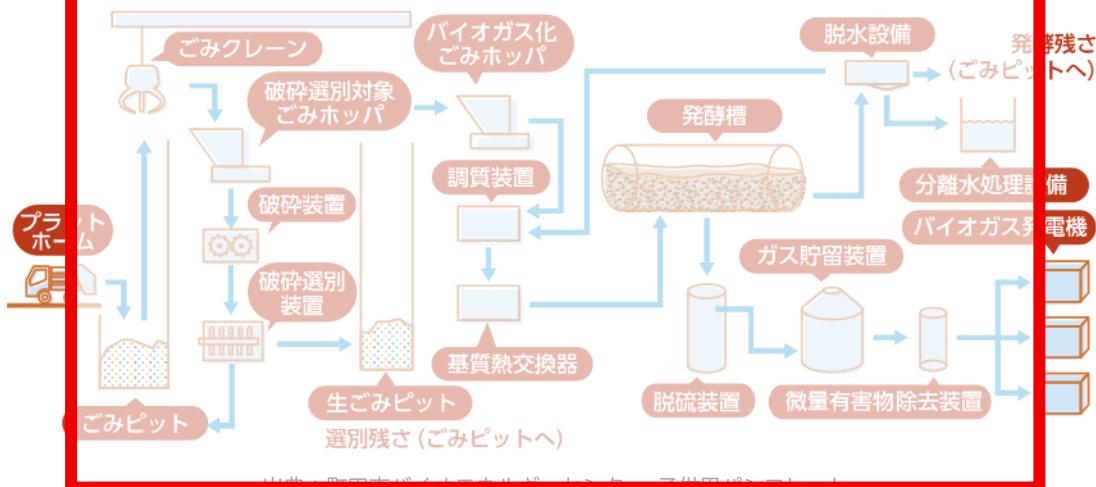
町田市バイオエネルギーセンターでは、バイオガス化施設を導入し、ごみの減量と資源化率の向上、二酸化炭素の削減を目指しています。バイオガスは、再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、生ごみや紙ごみ、家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスです。焼却処理量の削減、バイオガスを利用した発電等により、温暖化対策にもつながります。

本市では、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」を宣言し、温室効果ガス排出量を2050年までに排出実質ゼロを目指しています。

その一環として、町田市バイオエネルギーセンターで生み出した電力の一部を、鶴見川クリーンセンター及び鶴川ポンプ場へ電気事業者を介さずに直接供給する取組をおこなっています（自己託送）。

この取組により、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減や電力コストの安定化につながります。

更新予定

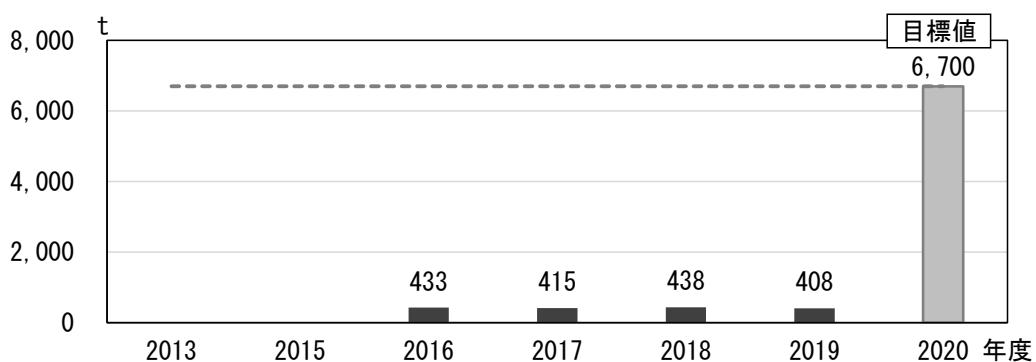


第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

【個別目標4 容器包装プラスチックの資源化】6,700 t 資源化する

計画期間内に容器包装プラスチックの資源化施設を市内3カ所に整備し、分別収集することで6,700 tの資源化を目指していました。2016年度からJR横浜線以南地域において容器包装プラスチックの資源化を開始し、2019年度は408 tの容器包装プラスチックを資源化しました。しかし、残り2カ所の資源化施設の整備が進まず、全市での展開が遅れており、当初の資源化見込み量を大きく下回っています。

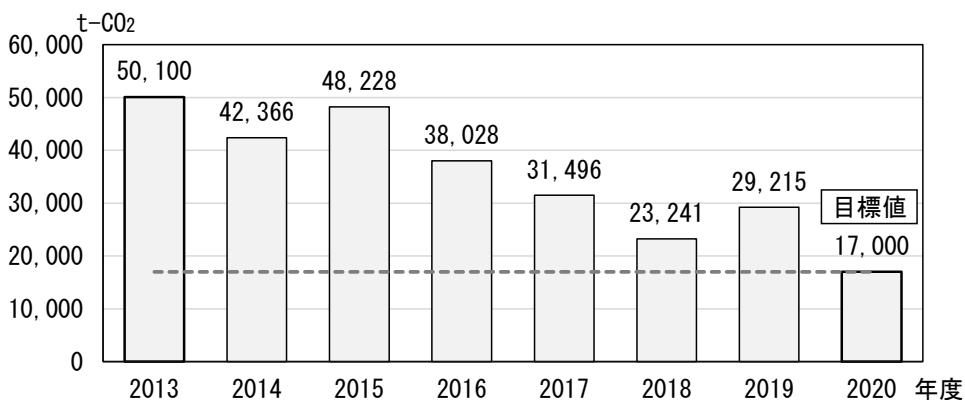
図1-2-17 容器包装プラスチックの資源化量の推移



【個別目標5 温室効果ガスの削減】清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を1万7,000t-CO2に削減

清掃工場から排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却時に発生し、プラスチックの焼却がその多くを占めています。2019年度の排出量は29,215t-CO2で、2020年度の目標まであと約12,000t-CO2の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図1-2-18 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量の推移



※町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場で処理する一般廃棄物のうちプラスチックごみの焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄(メタン)及びN₂O(一酸化二窒素)の合計

7. 課題の整理（一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）終了時点）

①ごみの発生抑制に向けた取組の推進

【1】市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足

1人1日当たりのごみ量（資源を含む）は、多摩26市の中で19位と多い状態です。

現在新たな施設（焼却施設、バイオガス化施設、燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設）を整備していますが、安定した処理を行うためにもより一層の削減が不可欠です。

市民や事業者が、ごみ問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組める仕組みを検討する必要があります。

【2】市民・事業者との協働の更なる推進

これまで、ごみ減量推進員制度や事業者・大学等と連携した事業など、市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制の取組を行ってきましたが、今後もこの取組を推進する必要があります。

環境広報紙「ECOまちだ」やごみ情報紙「ごみナクナーレ」といった紙媒体、ホームページ、ごみ分別アプリ等の電子媒体、SNS等、啓発主体に適した方法を様々な手段から選択し活用する必要があります。



【3】生ごみの削減・資源化の推進

燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、発生抑制等が進まなかったこともあり、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

今後は、着実なバイオガス化施設の整備とともに、生ごみの自家処理に関し効果的な啓発を行い、生ごみ削減・資源化の取組を進める必要があります。

【4】事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、資源化できる紙やプラスチック類などの不適正物が多く混入しており、適正排出に向けた指導の強化とともに、資源化手法について検討する必要があります。生ごみや手つかず食品等が多く確認された宿泊施設や飲食店、コンビニ等へは、利用客等に対する呼びかけや分別しやすいごみ箱の設置等、事業系ごみの削減に向けた取組を求めていくことが必要です。

②資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

【1】市民への分別協力を促す取組の更なる推進

ごみの組成調査結果によると、燃やせるごみには資源化できる紙類が多く含まれており、市民アンケートでは、雑がみを燃やせるごみとして出している人の割合が 9.1%となっています。雑がみの分別は細かくて分かりにくいことから、更なる周知を行う必要があります。

また、分別に迷う品目としてプラスチック類、スプレー缶、小型家電等が挙げられており、分別の協力を促す取組を更に進める必要があります。



【2】資源化量増加に向けた仕組みの検討

当市の1人1日当たりの資源ごみ量は、多摩地域各市と比較すると少ない状況にあります。ライフスタイルの多様化を踏まえ、先進事例を調査分析するなど、資源の回収方法や回収場所、品目の拡大について検討する必要があります。

【3】増加しているごみへの対策の検討

ごみの組成調査結果によると、生ごみや紙類は減少傾向にある一方で、前計画でターゲットにしていなかった紙おむつや草木などの排出量が増加しているため、新たな対策を検討する必要があります。

③資源の安定的な処理

【1】資源化施設の早期整備

現在、容器包装プラスチックなどの選別・保管等を行う新たな資源化施設の建設に向けた協議に取り組んでいます。特にプラスチック類は、市内全域での収集の実現によって、単純焼却での処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減などが期待できることから、施設の早期稼働を目指す必要があります。

④社会情勢や環境変化への対応

【1】SDGsの達成に向けた啓発活動の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年10月1日施行）では2030年度までに食品ロス量の半減（2000年度比）が目標に掲げられています。また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月31日）が策定されたほか、2020年7月1日のレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をきっかけに、使用削減に向けた動きが活発化しています。

SDGsの達成に向けて食品ロス削減や海洋プラスチック問題等に対応するため、市民や事業者への啓発活動、働きかけを行う必要があります。

【2】廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

廃プラスチックや古紙等に対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等のほか、EUをはじめとする海外では、脱プラスチックに向けた動きが活発化しています。世界的な動向や国内の法改正等について、常に最新の情報を入手し、東京都や近隣自治体の状況も確認しながら、適切に対応していく必要があります。

⑤災害対応能力の強化

【1】災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化

災害廃棄物の迅速・適切な処理を行うため、庁内の体制整備や施設の強靭化を進める必要があります。また、被災状況によっては、当市だけでは対応できなくなるため、他の市町村等との広域連携や民間事業者との協力体制を構築する必要があります。

【2】平時からの啓発活動の実施

発災後に迅速・適正にごみ処理を行うためには、市民等の協力が不可欠となります。そのため、平時から災害時のごみの出し方や不法投棄等の防止などの認識を深め、市からの情報発信方法等についても市民へ周知する必要があります。



⑥確実なごみ収集の実施

【1】効率的なごみ収集・処理体制の構築

市民アンケートにおいて、家庭からの燃やせないごみは排出量に比べて収集頻度が多い状況が明らかとなっています。市内的人口減少、ライフスタイルの変化によるごみ・資源の量の推移などを注視し、効率的なごみの収集・処理体制を構築していく必要があります。

【2】誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

超高齢社会の到来に伴い、今後予想されるごみ・資源の分別及び排出に関する問題に対応するため、高齢になってもごみ出しに困らない仕組みづくりが必要となります。

⑦コスト意識をもった施策への展開

【1】費用対効果を意識した手法の検討

減量・資源化を推進する施策を展開する際には、それにかかる費用対効果を意識し、実施の有無や手法の検討を行う必要があります。

【2】コスト削減と歳入の確保

効率的な収集運搬ルートの検討や、収集回数・品目等について適宜見直しを行い、収集運搬、中間処理等にかかるコストの削減を図るとともに、ごみ処理手数料についても適正に設定されているかを検証する必要があります。

(2) 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するための5つの基本方針を次のとおり定めます。

基 本 理 念

町田市民・事業者・市は、
「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、
徹底したごみ減量、資源化を進め、
持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

- 基本方針1 「市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。」
- 基本方針2 「家庭系ごみの減量を進めます。」
- 基本方針3 「事業系ごみの減量を進めます。」
- 基本方針4 「環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。」
- 基本方針5 「社会的課題への対応を強化します。」

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

2. 目標値の設定

①将来推計人口

当市の人口（各年10月1日）は、2024年まで増減を繰り返しながら横ばい傾向となっていますが、2024年以降はゆるやかに減少し、2030年度は420,017人と2019年度に比べ2.1%減少すると推計されます。

表1-2-8 人口の実績と推計

年度	実績値(人)						増減率 (2019年度～ 2030年度)
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
人口	429,058	429,200	430,607	431,153	430,685	430,497	
年度	推計値(人)						
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	-2.1%
人口	428,642	427,065	425,522	423,827	421,990	420,017	

資料：町田市将来人口推計報告書（2021年）

図1-2-19 人口の実績と推計



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

②将来のごみ排出量の見込み

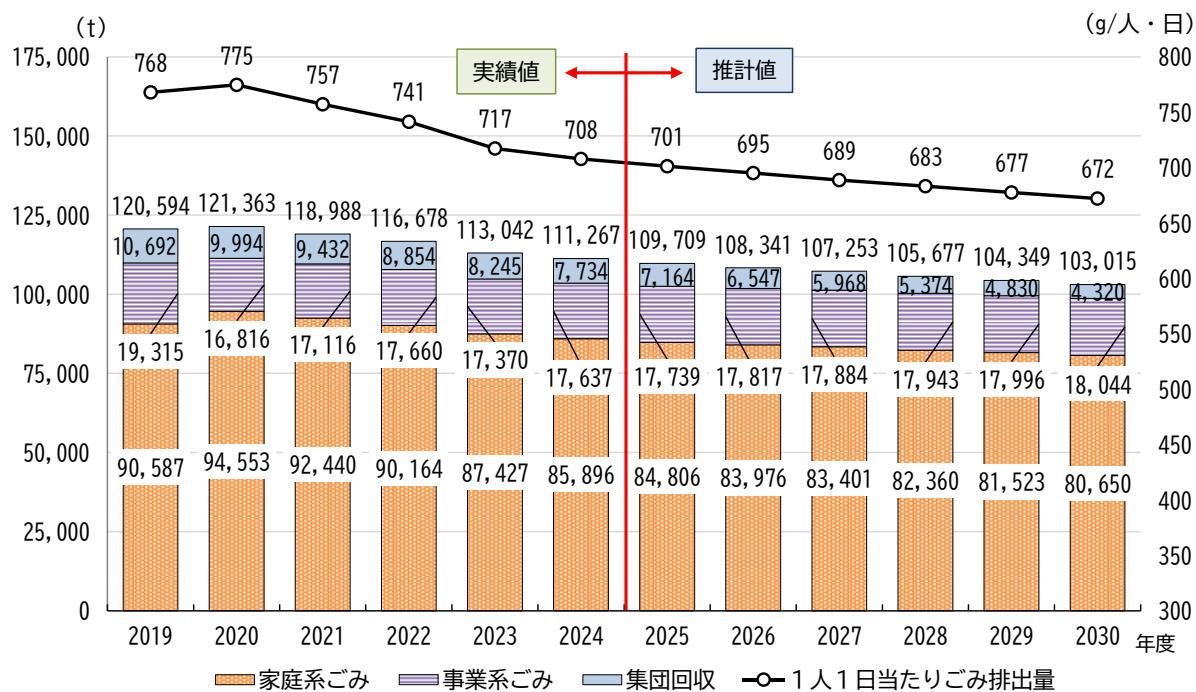
新たなごみ減量施策を講じない場合、当市のごみ量がどのように推移するかを推計しました。

2030年度の総ごみ量は2019年度と比較して14.6%減少、家庭系ごみは11.0%減少、事業系ごみは6.6%減少すると考えられます。

表1-2-9 総ごみ量の実績と推計

年度	実績値						増減率 (2019年度～ 2030年度)	
	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	768	775	757	741	717	708		
家庭系ごみ(t)	90,587	94,553	92,440	90,164	87,427	85,896		
事業系ごみ(t)	19,315	16,816	17,116	17,660	17,370	17,637		
集団回収(t)	10,692	9,994	9,432	8,854	8,245	7,734		
合計(t)	120,594	121,363	118,988	116,678	113,042	111,267		
年度	推計値(人)							
	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	701	695	689	683	677	672	-12.5%	
家庭系ごみ(t)	84,806	83,976	83,401	82,360	81,523	80,650	-11.0%	
事業系ごみ(t)	17,739	17,817	17,884	17,943	17,996	18,044	-6.6%	
集団回収(t)	7,164	6,547	5,968	5,374	4,830	4,320	-59.6%	
合計(t)	109,709	108,341	107,253	105,677	104,349	103,015	-14.6%	

図1-2-20 ごみ量の実績と推計



※「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収（品目別）」ごとに、近年3年間の排出量実績を人口と年間日数で割った「1人1日当たりの排出量」から推計。（推計手法については、資料編参照）

③目標値の設定

東京都が 2021 年 9 月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や 2025 年 3 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2030 年に向けた廃棄物関連の主要目標として、以下の目標が掲げられています。

- ①一般廃棄物の排出量を 441 万 t(2018 年度)から 410 万 t(2030 年度)に削減（約 7% 削減）
- ②一般廃棄物のリサイクル率を 37%まで向上
- ③家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を 40%削減(2017 年度比)
- ④食品ロス発生量を 60%削減(2000 年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定いたしました。

目標年度は、本計画の最終年度である 2030 年度とします。

全体目標 1	「1 人 1 日当たりのごみ排出量」を 2019 年度比 15% 削減します。
--------	---

発生抑制を重視し、総ごみ量（資源を含む）を 120,594t（2019 年度）から、20,214t（約 15%）削減し、100,380t（2030 年度）とします。1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 768g/人・日（2019 年度）から、113g/人・日を削減し、655g/人・日（2030 年度）とします。

※基本計画策定当初の全体目標 1 「1 人 1 日あたりのごみ排出量を 2019 年度比 7% 削減します。」は、6 年前倒しとなる 2024 年度に達成したため、2025 年度に目標の上方修正を行いました。

※ごみ量の将来推計及び全体目標 2, 3 を達成する場合のごみ量を推計し算出しています。

全体目標 2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
--------	----------------------

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、31%（2019 年度）から 9 ポイント（約 30%）向上させ、40%（2030 年度）とします。

全体目標 3	「温室効果ガス排出量」を 2019 年度比 30% 削減します。
--------	----------------------------------

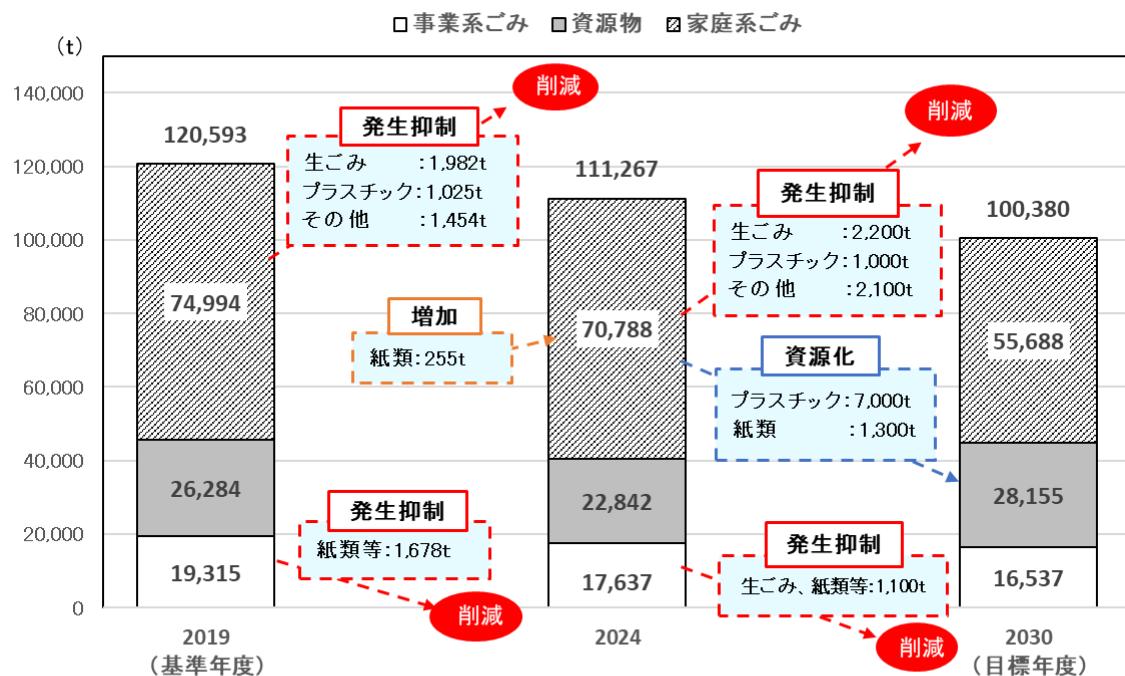
発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を約 34,000t-CO₂（2019 年度）から、約 10,000t-CO₂（30%）削減し、24,000t-CO₂（2030 年度）とします。

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

表 1-2-10 ごみ種別ごとの取組例と削減量・資源化量

種別	取組	2019 年度を基準年とした 2024 年度の削減量・資源化量 (t) (実績)		2024 年度を基準年とした 2030 年度の削減量・資源化量 (t)	
		発生抑制	資源化	発生抑制	資源化
家庭系ごみ	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	1,982	—	2,200
	プラスチック	・容器包装・製品プラスチックの削減及び資源化	1,025	—	1,000
	紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の資源化 ・その他の発生抑制等による削減	—	-255	1,300
	その他	・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	1,454	—	2,100
事業系ごみ	事業系ごみ	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	1,678	—	1,100
合 計		6,139	-255	6,400	8,300

図 1-2-21 全体目標 1 達成時の総ごみ量とごみ種別ごとの削減量・資源化量



※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

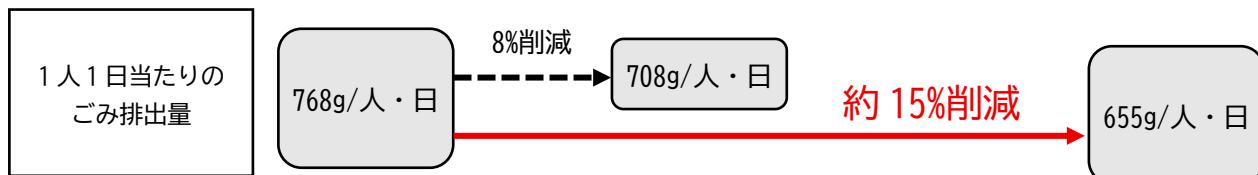
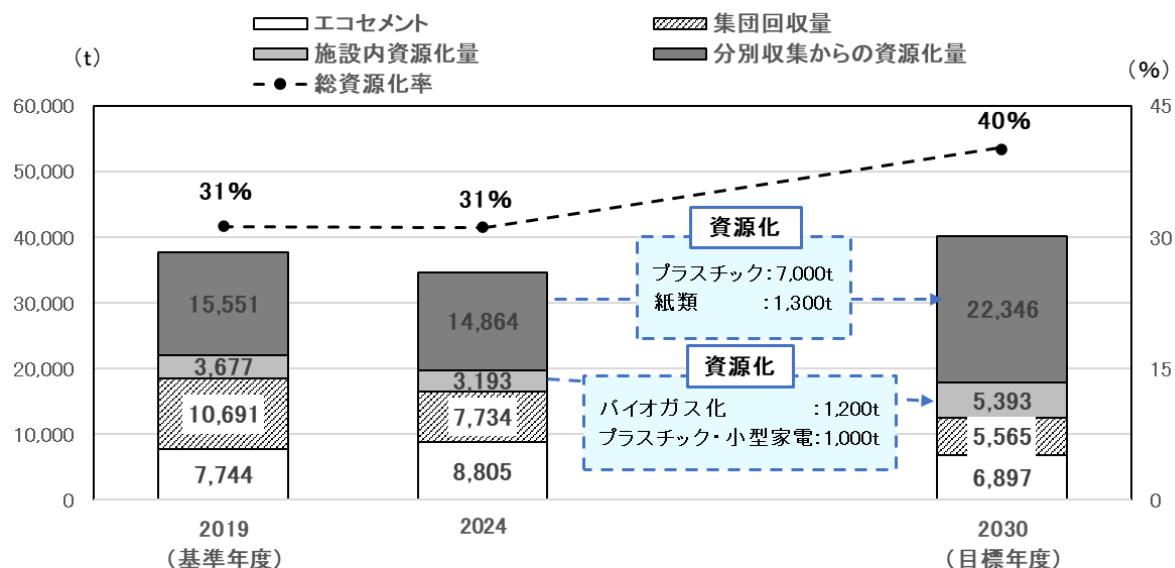


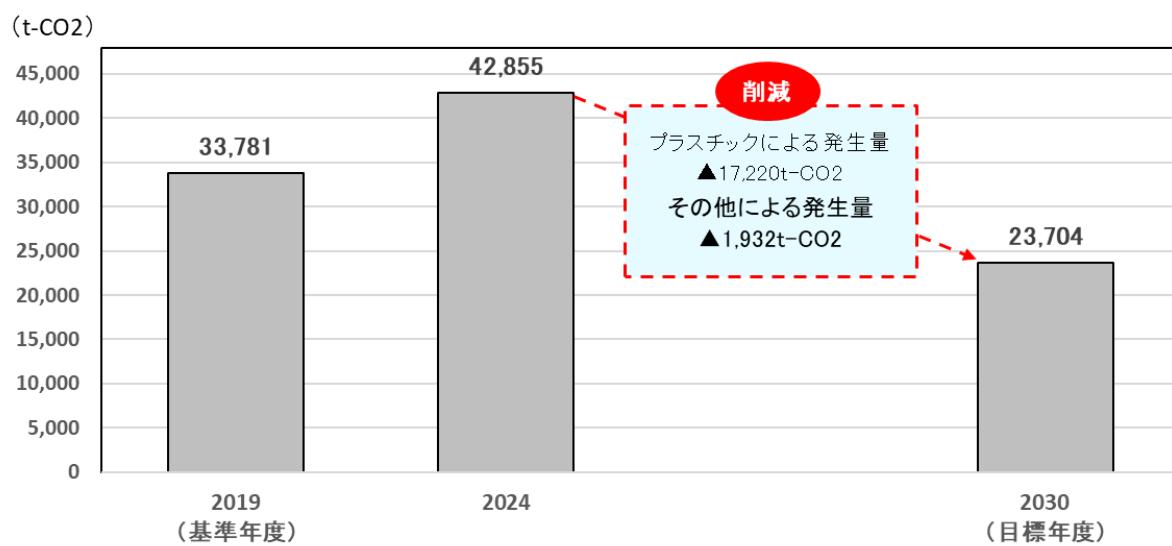
図 1-2-22 全体目標 2 目標達成時の総資源化率・資源化量



※「分別収集からの資源化量」は、分別収集後、資源化できないもの(不純物)を取り除いた量となっています。
※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

図1-2-23 全体目標3目標達成時のごみの焼却による温室効果ガス排出量



3. 施策体系

目標の達成に向かって、5つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

第2部記載のアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標等とともに定めています。

図 1-2-23 施策体系



4. 基本方針1の取り組み

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

基本施策1-1 市民との連携による取組の推進

市民一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、市民に対する周知・啓発、町内会・自治会と連携した取組を推進します。また、将来を担う個どもたちに対する3R学習の充実・強化を図るため、学校等の教育機関を通じた取組みを推進します。

基本施策1-1における各主体の役割

市民 の取組

- ・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

行政 の取組

- ・各種講座の実施
- ・学校や関係機関を通じた3R学習の実施

基本施策1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみ減量・資源化への関心を高め、本市のごみに関する問題を解決するために、様々な事業者や団体と連携した取組を推進します。

基本施策1-2における各主体の役割

市民 の取組

- ・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

事業者・各種団体 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力

行政 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力
- ・協働事業者・団体等の発掘、連携

基本施策 1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供、周知等の支援を行い、取組を後押しします。

基本施策 1-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

事業者・各種団体 の取組

- ・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

行政 の取組

- ・ホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報誌等、多様な情報ツールを用いての情報発信
- ・市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

5. 基本方針2の取り組み

基本方針2 家庭ごみの減量を進めます。

基本施策2-1 生ごみの減量の推進 重点施策

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るのは、家庭における自家処理等を推進します。

基本施策2-1における各主体の役割

市民 の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進

事業者・各種団体 の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

行政 の取組

- ・食品ロスの削減、水切りの啓発
- ・生ごみ処理機等の利用促進、一時生成物の利用方法の検討・広報

基本施策2-2 プラスチックごみの減量の推進 重点施策

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生抑制・資源化を進める必要があります。

事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの資源化を実施します。

基本施策2-2における各主体の役割

市民 の取組

- ・レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・容器包装プラスチックの分別

事業者・各種団体 の取組

- ・簡易包装の実施
- ・プラスチックの店頭回収の推進

行政 の取組

- ・容器包装プラスチックの分別収集・資源化
- ・製品プラスチックの分別収集・資源化
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用促進の広報
- ・海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

コラム

広がるプラスチックの店頭回収

2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」では、プラスチック製品の設計・製造から排出・回収・リサイクルの過程に対して、環境配慮や再資源化の取組を、国・自治体・事業者・消費者で協働しながら進めていくことが定めされました。

排出・回収・リサイクルの段階では、プラスチック使用製品の性状や排出実態に関する情報を有する製造・販売を行う事業者が、自治体や消費者と協力して積極的に自主回収・再資源化を行うことが期待されています。

スーパーでおこなわれているトレイやペットボトルの回収の他、現在は、コンタクトレンズの空ケースや文房具、使い終わった化粧品や歯ブラシなど、様々な商品が店頭で回収・リサイクルされています。街なかで見つけた際は、ぜひ店頭回収に参加してみてください。

市販設置実施している
使い捨てコンタクトレンズや、~~使い捨て~~のプラスチック製ペンの拠点回収BOX



<使い捨てコンタクトレンズ>

<使用済みのプラスチック製ペン>

基本施策2-3 その他の家庭ごみの減量の推進 重点施策

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

基本施策2-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・紙類等の減量・資源化
- ・マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル品の活用
- ・リサイクルできるものの適正排出の徹底

事業者・各種団体 の取組

- ・過剰包装の削減
- ・マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政 の取組

- ・リデュース・リユースの取組、啓発の強化
- ・適正排出の推進
- ・ごみ減量アイデアの募集・紹介
- ・粗大ごみのリユース販売の強化

コラム

リチウムイオン電池の分別

燃やせるごみや燃やせないごみに混じて捨てられるリチウムイオン電池が原因で、町田市バイオエネルギーセンターなどごみ収集車で火災が発生しています。

本市では、リチウムイオン電池等の小型充電式電池およびボタン型電池の収集を、有料ごみ（電池）の日に行っています。充電式小型家電の収集は、市役所・市民センター等の公共施設や各地の集積所で行っています。

火災を防ぐためにお住いの地域のルールにそって、分別収集・ご協力をお願い致します。



第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

基本施策2-4 家庭系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等、当市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

基本施策2-4における各主体の役割**行政 の取組**

- ・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

6. 基本方針3の取り組み

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

基本施策3-1 事業系ごみの適正排出の推進 重点施策

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。

基本施策3-1における各主体の役割

事業者・各種団体 の取組

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・優良事業者表彰制度への応募

行政 の取組

- ・適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- ・工場での搬入物検査の実施
- ・優良事業者の表彰・公表

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

基本施策3-2 事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系ごみの新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

基本施策3-2における各主体の役割**市民 の取組**

- ・飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・小売店での見切り品積極購入

事業者・各種団体 の取組

- ・食品廃棄物の減量・資源化
- ・事業系紙類の減量・資源化
- ・新たな品目の資源化の実施

行政 の取組

- ・公共施設から出るごみの減量
- ・食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
- ・資源化できる紙類の受入検討
- ・新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

基本施策3-3 事業系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

基本施策3-3における各主体の役割**行政 の取組**

- ・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

7. 基本方針4の取り組み

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

基本施策4-1 一般廃棄物処理施設の整備 重点施策

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、2022年1月に、町田市バイオエネルギーセンター（愛称名：バイエネ君）として稼動を開始しました。安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。

プラスチックやBIN・カン・ペットボトルなどの中間処理を行う資源ごみ処理施設については、引き続き整備を進めます。資源ごみ処理施設が稼働するまでの期間、暫定的な資源ごみの中間処理や資源化の方法を検討・実施していきます。

■ 基本施策4-1における各主体の役割

行政 の取組

- ・新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- ・生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・資源化施設の整備（BIN、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- ・見学等の学習の場の提供

コラム

電力の地産地消

市では、環境先進都市「ゼロカーボンシティよりだ」を宣言し、温室効果ガス排出量を2050年までに排出実質ゼロを目指しています。その一環として、町田市バイオエネルギーセンター（以下バイエネ君）で生み出した電力を、鶴見川クリーンセンター及び鶴川ポンプ場へ電気事業者を介さずに直接供給する取組をおこなっています（自己託送）。この取組により、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減や電力コストの安定化を図っています。

更新予定

第1部 一般廃棄物資源化基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

基本施策4-2 収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

基本施策4-2における各主体の役割**行政 の取組**

- ・効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

基本施策4-3 資源の有効活用の推進 重点施策

増加傾向にあるごみについて対応するため、資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、更なる資源の有効活用を図ります。

また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

基本施策4-3における各主体の役割**事業者・各種団体 の取組**

- ・小売店独自の拠点回収の実施

行政 の取組

- ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究
- ・回収拠点や回収品目の増加等の推進

コラム

ご存じですか？ごみのゆくえ

町田市から排出された日々の生活のごみを焼却した灰（焼却灰）は、日々出る方々のご理解とご協力によって設置された最終処分場で処理されています。この最終処分場では、町田市を含む多摩地域 25 市 1 町の焼却灰を受け入れ、全てエコセメントにリサイクルされています。

エコセメントは、市内でも町田市バイオエネルギーセンターの通路のブロックや点字ブロックとして使用されているほか、薬師池公園や芹ヶ谷公園、鶴間公園など身近な所でも活用されています。



8. 基本方針5の取り組み

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

基本施策5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化 重点施策

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、府内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

また、新型インフルエンザなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

基本施策5-1における各主体の役割

市民 の取組

- ・災害時におけるごみの適正排出

事業者・各種団体 の取組

- ・災害時におけるごみの適正排出
- ・災害時の協力・連携に関する協定締結

行政 の取組

- ・災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
- ・迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
- ・他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
- ・災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
- ・新型インフルエンザなどの感染症による社会変化への対応

コラム

災害時のごみの出し方は？

2011年に発生した東日本大震災や2016年に発生した熊本地震、さらには2021年に発生した能登半島地震など大規模な自然災害が発生すると、がれきや使用できなくなった家具など、通常時には発生しない「災害廃棄物」が一度に大量に発生します。その量は、市が1年で処理するごみの約4倍。これら災害廃棄物を、通常生活で発生するごみ（生活ごみ）と並行して処理をしなくてはいけません。公衆衛生の確保や早期復興のため、排出時の分別が重要です。災害廃棄物と生活ごみを分けて、それぞれ指定の場所に出してください。

	災害廃棄物	生活ごみ
内容	<ul style="list-style-type: none">・倒壊した住宅等から発生するごみ（木くず、がれき類等）・被災した住宅内の片付けで発生するごみ（破損した家具等）	日常生活において家庭から発生するごみ（燃やせるごみ、容器包装プラスチック、ビン・カンペットボトル等）
排出方法	生活ごみとは別に、 <u>市が指定する場所に分別のうえ排出</u> してください。 ※災害廃棄物を一時的に分別しておく「仮置場」を指定することができます。	原則として、通常通りの分別ルールで、いつもの場所に排出してください。 ※すぐに収集できない可能施があります。

市ホームページや市の公式SNS等、様々な方法でお知らせをする予定です。

基本施策5-2 超高齢化社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎えるに伴い、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集等のごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みを検討します。

また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

基本施策5-2における各主体の役割

行政 の取組

- ・ごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みの検討
- ・紙おむつなどの資源化事業の研究

コラム

紙おむつのリサイクル

日本における紙おむつの消費量は、高齢化に伴い年々増加しており、推計によれば、一般廃棄物に占める割合は2020年度時点で約5%でしたが、2030年度頃には約7%に達すると見込まれています。現在、使用済み紙おむつの多くは焼却処分されていますが、再生利用によりパルプなどの有効活用が可能です。

町田市でも、2021年度に家庭で使用する使用済み紙おむつを分別回収し、リサイクル処理を行う実証実験を実施しました。しかし、事業化に向けては、町田市で収集した紙おむつをリサイクル処理できる施設が関東近辺にないなど、いくつかの課題が挙げられました。環境省や東京都、事業者の動向を注視しながら、引き続き情報収集を進めてまいります。

基本施策5-3 不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

基本施策5-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・持ち去り防止活動の協定締結
- ・ごみの適正排出

事業者・各種団体 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政 の取組

- ・環境美化活動の推進
- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携

第3章 生活排水処理基本計画

（1）生活排水に関する現状

1. 生活排水処理の現状

当市における、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2024年度末現在における下水道人口普及率は99.1%となっており、今後も下水接続に伴い処理量の減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては存続するものと考えられます。

表1-3-1 処理形態別人口の実績

単位：人

年度	2020	2021	2022	2023	2024
計画処理区域人口	423,750	425,056	426,224	426,923	426,675
水洗化・生活雑排水処理人口	—	426,255	428,169	428,635	428,389
下水道	420,840	422,022	424,013	424,495	424,266
合併処理浄化槽	—	4,233	4,156	4,140	4,123
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	—	2,390	2,086	1,864	1,682
非水洗化人口（くみ取り人口）	623	593	548	519	454

※各年度4月1日時点

※2021年度以降から水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道と合併処理浄化槽の合算人数としている

表1-3-2 し尿処理量の実績

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024
一般世帯	493	452	403	375	351
公共施設	6	6	7	5	9
仮設トイレ等	479	487	472	454	472
合計	978	945	882	834	832

表1-3-3 浄化槽汚泥量の実績

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024
浄化槽汚泥	5,897	5,666	5,273	5,175	5,065

2. し尿の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入されます。そこで脱水処理を行うことで助燃剤として再資源化します。助燃剤は、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に運搬して焼却炉の燃焼を助ける材料として利用します。脱水処理で発生する処理水は、井戸水で希釈後に公共下水道へ放流し、下水処理場である成瀬クリーンセンターで終末処理されます。

3. 収集・運搬方法

し尿収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。

浄化槽汚泥は、許可事業者が浄化槽管理者からの依頼に応じ、隨時収集運搬しています。

4. 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の污水管整備がされない地区において、合併処理浄化槽設置事業補助金制度及び啓発活動の実施を通じ、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進していきます。

5. 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の適正な維持管理の実施を推進し、浄化槽放流水の水質向上を図ることで、広域的な水環境の保全に貢献します。浄化槽法で定められた三大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施者に対する浄化槽維持管理費補助金制度の利用促進及び未実施者へ対する啓発活動に取り組んでいきます。

6. 施設

境川クリーンセンター（し尿処理施設）が、2019年3月から稼働しています。

この施設は、循環型社会形成の一環として、汚泥を助燃剤として再資源化する機能を備えており、し尿等の搬入量の減少にあわせた施設規模となっています。施設から周辺への環境影響対策として、活性炭での脱臭設備に加えて薬品を使用した脱臭設備を備えています。

表1-3-4 施設の概要

所在地：木曽東二丁目1番1号 境川クリーンセンター

敷地面積：2,433 m²（ほかに緩衝帯約500 m²）

延床面積：760 m²

処理能力：日当たり41.5キロリットル

処理方式：脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釀後、下水道放流

(2) 計画の基本的な考え方

1. 計画目標

し尿を含めた生活排水は公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽を普及促進することを目標とします。

2. 今後の発生量予測

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は表 3-5 のとおりです。

表 1-3-5 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の将来推計

単位：キロリットル/年

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浄化槽汚泥	4,878	4,697	4,523	4,356	4,195	4,040
し尿	800	768	738	710	682	655

3. 今後の取組

快適な市民生活と環境保全並びに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と境川クリーンセンター（し尿処理施設）の保守及び適正な運転管理を行っていきます。

第4章 一般廃棄物資源化基本計画の進行管理

（1）計画の進行管理

1. 計画目標

本計画については、市の広報やホームページ、各種講座等で周知し、市民や事業者の取組を推進していきます。

2. 進捗状況の点検、評価、見直し

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 国や都・周辺自治体との連携

持続可能な循環型社会の実現には、当市のごみ・資源の処理における問題だけではなく、災害時の対応等広域での対策が求められる課題もあります。これらについて、国や都の動向を確認しながら、他自治体等と連携し取り組んでいきます。

図 2-23 P D C A サイクル

